

国名
コモロ
在外公館名
在マダガスカル日本国大使館（コモロ兼轄）
情報確認年月日
2019年5月25日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国及び出国する場合には、事前に以下の連絡先に連絡し（対応言語：フランス語）、許可を申請する必要がある。</p> <p>（連絡先） ANAMEV (l' Agence Nationale des Medicaments et des Evacuations Sanitaires) 住所： BP159 Moroni Comores 電話番号： +269 7732664, E-mail： anamevcomores@gmail.com</p> <p>○ また、入国時にフランス語による医師の処方せんや診断書などの提示が必要。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報